

「お悔みの手紙」に見られる裏返し構造

—物語とは言えないテキストの場合—

Contrast structure found in “Okuyami-no-tegami”

—As cases not based on “story”—

大喜多 紀明¹

¹京都民俗学会

Noriaki Ohgita¹

¹Bulletin of the Folklore Society of Kyoto

キーワード：裏返し構造，手紙，異郷訪問譚

Key words : Contrast structure, Letter, *Ikyou-houmon-tan*

抄録

従来、裏返し構造は、異郷訪問譚にみとめられる構造上の特徴とされてきた。本稿では、異郷訪問譚ではなく、そもそも物語とは言えないテキストである、「お悔やみの手紙」をテキストに、裏返し構造がみとめられるかの調査を行った結果、当該テキストが裏返し構造により構成されていることが明らかになった。併せて、本稿では、手紙という形式に異郷訪問譚的な性質があることにより、裏返し構造が発現するという仮説を提示した。

1. はじめに

一般に、異郷訪問譚とは、例えば、「イザナギの黄泉国訪問」物語のような神話や「浦島子」物語のような民話などにしばしば見いだされる物語形式の一種のことを言う。勝俣論文⁽¹⁾は、異郷訪問譚の形式的な特徴について次のように述べた。なお、下線および数字は筆者によるものである。

①異郷訪問譚とは、現世の地上世界、神話であれば葦原中国から、それ以外の異郷を訪れる話である。 ②訪問者は神か人間であり、 ③異郷へ行くためには、特殊な手段・方法が必要とされる。 また、④多くの場合、選ばれた少数者のみしか異郷を訪れることは出来ない。

この記述に基づき、本稿では、次に示す①から④を、「特徴①」ないし「特徴④」と呼び、かかる特徴①ないし④の全ての特徴を備えた形式による物語を「異郷訪問譚」と呼ぶこととする。

- ①異郷訪問譚は、訪問者が訪問者にとっての異郷⁽²⁾を訪問する形式の物語である。
- ②訪問者は「カミ」か「人間」である。

③訪問者は、特殊な方法・手段により、異郷を訪問する。

④選ばれた者しか異郷を訪問できない。

ただし、上述のように、そもそも異郷訪問譚とは物語形式の一種であるのに対し、本稿では、文学のジャンルとしての「物語」⁽³⁾とは言えないテキストを対象として扱う関係上、本稿では、特徴①に記された「物語」箇所を「テキスト」に置き換え、これを特徴①とみなすこととする。そのうえで、本稿では、テキストが異郷訪問譚的な要素を持つか否かを判定するための要素として、特徴①ないし④を援用することとする。つまり、4種類の特徴の内どれか1つが合致する場合、これを異郷訪問譚的要素が1であるとし、どれか2つが合致する場合、これを異郷訪問譚的要素が2であるとし、どれか3つが合致する場合、これを異郷訪問譚的要素が3であるとし、4つの全てに合致する場合、これを異郷訪問譚的要素が4であり、かつ、異郷訪問譚的な性質が十分にあるものとする。また、特徴①ないし④のどの特徴にも合致しない場合、これを異郷訪問譚的要素が0であることとし、かつ、当該テキストには異郷訪問

譚的な性質がないものとする。また、異郷訪問譚的要素が1から3へと増加するにしたがい、当該テキストが持つ異郷訪問譚的な性質が増加するものとする。

一方、大林論文⁽⁴⁾は、ルーマニアのフォークロリストであるミハイ・ポップがルーマニアの昔話「兵士としての少女」に見いだした形式⁽⁵⁾（これを「裏返し構造」と呼ぶ）をいくつかの日本の異郷訪問譚に当てはめることにより、当該裏返し構造が、いわゆる異郷訪問譚に共通に見いだせる構造上の特徴であることを述べた。だが、一方で、大林論文は次のようにも述べている。

私は小論において、日本文学から口承文学にもとづくと思われる異郷訪問譚の例をとり上げ、そこには共通の約束があることを論じた。もちろん、これは日本の異郷訪問譚のごく一部にしかな過ぎない。日本文学上の他の作品、また現在の昔話や伝説における異郷訪問譚にも、同様な構造がみられるかどうか、また異郷訪問譚以外にも、どのような説話にこの構造がみられるか、さらにこのような構造をもたない異郷訪問譚は、どのような構造をもっているのか、の検討は今後の課題である。

つまり、大林論文は、裏返し構造の形式に基づく構造が、いわゆる異郷訪問譚における構造上の「共通の約束」であることを言及しつつも、当該「共通の約束」が及ぶ範囲については明らかでなく、かかる及ぶ範囲の解明については今後検証すべき課題として位置づけた。また、異郷訪問譚以外にも、どのような説話に裏返し構造がみとめられるかの解明についても今後検証すべきテーマとした。しかし、そもそも物語とは言えないテキストにおいてもかかる構造がみとめられるか、に関する検証の必要性について大林論文は言及していない。

本稿の目的は、異郷訪問譚とは言えないと同時に、そもそも文学上のジャンルとしての物語とも言えないテキストにおいて、かかる検証を行い、裏返し構造がかかるテキストにもみとめられるかを調査することにより、かかる構造がみとめられる範囲が、はたして、物語とは言えないものにまで及ぶか、の検証を行うところにある。

なお、本稿では、一般的な概念に基づけば異郷訪問譚ではなく、そもそも物語とも言えないテキストであると言える、挨拶文の一種としての「お

悔やみの手紙」に注目し、これを本稿におけるテキストとすることとする。また、当該テキストに対し、裏返し構造による形式を当てはめる観点による検証を行うこととする。なお、本稿では、より一般的なものであると言えるテキストを選択する目的で、お悔やみのための手紙の文例集としてウェブ上で一般に公開されているものを使用することとする。

2. 裏返し構造

大林論文は、ポップが昔話「兵士としての少女」に見いだした構造を踏まえ、裏返し構造の特徴を次のように説明した。

それによれば、この昔話はいわばその前半と後半とが裏返しの関係になっている。つまり、前半で問題となったいくつかのテーマが、後半においては前半とは逆の順序で次々に展開し、かつ同じテーマが問題になっていても、後半ではいわば前半の否定ないし対立というような形をとっている。たとえば、欠如というテーマが前半に出てくると、後半では欠如の除去という形になっている。早く言えば、ポップの方法は、構造分析における syntagmatic な見方と、 paradigmatic な見方の双方を統合する試みと言えよう。

かかる大林論文に記された裏返し構造の特徴の説明に基づき、大喜多論文⁽⁶⁾では、以下の A および B を裏返し構造の特徴とし、A と B 双方の特徴に合致した特徴を持つ構造のことを裏返し構造と定めた。

- A：物語の「前半」部分に配置された要素に対して、物語の「後半」に相当する要素が、「前半」の「否定」・「対立」もしくは「対照」としての関連性を持って出現する。
- B：物語の「後半」に配置された要素は、「前半」の対応する要素の配列順序とは逆の順番で出現する。

本稿では、大喜多論文での裏返し構造の定義を準用することとするのであるが、本稿の目的が、物語とは言えないテキストに裏返し構造がみとめられる事例が存在するかの調査であり、かつ、本稿で扱うテキストが物語とは言えないものである

関係上、AとB双方の記述に記載された「物語」の箇所を、より一般的な概念である「テキスト」と置き換えたうえで、下記A'ないしB'を、本稿における裏返し構造の特徴とし、かかる特徴に合致した特徴を持つ構造のことを本稿における裏返し構造と呼ぶこととする。

A': テキストの「前半」部分に配置された要素に対して、物語の「後半」に相当する要素が、「前半」の「否定」・「対立」もしくは「対照」としての関連性を持って出現する⁽⁷⁾。

B': テキストの「後半」に配置された要素は、「前半」の対応する要素の配列順序とは逆の順番で出現する⁽⁸⁾。

3. テキスト

本稿で言うところの挨拶文とは、冠婚葬祭の際に用件を先方に伝達することを目的に書く手紙のことを指す。また、本稿で注目した「お悔やみの手紙」とは、挨拶文のなかでも、葬儀に欠席する旨を先方（この場合は葬儀の施主ら）に伝達することを目的に書かれた手紙形式の文章のことを言う。一般的には、異郷訪問譚とは、主人公が、主人公にとっての異郷を訪問する形式による物語を指すため、「お悔やみの手紙」を異郷訪問譚とみなすことはなく、かつ、一般的には、文学のジャンルとしての物語であるとも言えない。

本稿では、「冠婚葬祭マナー&ビジネス知識」⁽⁹⁾（以下、「文例集」と呼ぶ）に掲載された「お悔やみの手紙」をテキストとする。「文例集」には、電報および手紙の文例が掲載されており、手紙の文例としては、結婚祝いを頂いたお礼状、出産祝いを頂いたお礼状、採用内定のお礼状、就職祝いのお礼状、会社訪問のお礼状、面接のお礼状、入園祝い・入学祝いのお礼状、会葬礼状・弔電のお礼状、お詫びの手紙、お悔やみの手紙、お見舞いの手紙、災害に遭われた方へお見舞いの手紙、依頼の手紙、苦情の手紙、花嫁の手紙が掲載されている。また、こうした文例は、通常、利用者の状況に応じ、利用者自身がこれに加筆、あるいは、これを参考にすることにより手紙文を作成するために使用される。したがって、本稿で注目した「お悔やみの手紙」も、通常は、かかる目的のために使用されるものと言える。以上より、当該「お悔やみの手紙」は特殊なものではなく、ごく一般的なものであると言える。また、本稿では、「文例集」に収められ

た「お悔やみの手紙」をテキストとして選択したのであるが、これは、ひとえに、挨拶文全般を調査する際の端緒として選択したに過ぎず、「お悔やみの手紙」の特殊性を検証することを本稿の目的としていない。

なお、「文例集」には、「お悔やみの手紙」として以下に示す合計8例が掲載されている。

- ①個人が出すお悔やみ状
- ②個人が出すお悔やみ状
- ③個人が出すお悔やみ状
- ④親戚あてに後日出すお悔やみ状
- ⑤会社あてに出すお悔やみ状
- ⑥会社あてに出すお悔やみ状
- ⑦後日出すお悔やみ状
- ⑧個人が出すお悔やみ状

ここで、本稿では、上掲の8例文のうちの①～③をテキストとし、例文①を「テキスト①」、例文②を「テキスト②」、例文③を「テキスト③」と呼ぶこととする。

以下、テキスト①・②・③を示す。なお、テキスト中の数字・記号は筆者によるものである。

<テキスト①>

〔1〕突然の訃報にただ驚いております。〇〇歳という若さを思うと悔しさばかりがつのりますが、どうかご遺族の皆様もお気持ちを強く持って、お力をお落としになりませんよう、ご自愛下さいませ。〔1〕

〔2〕本来であればすぐにでも弔問にお伺いしたいところですが遠方のためご葬儀に参列できず申し訳ございません。〔2〕

〔3〕ご遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げますと共に、私も遙かな地より故人の御冥福をお祈りしたいと存じます。

心ばかりのものを同封いたします。どうか御霊前にお供え下さいませ。〔3〕

〔4〕まずは略儀ながら書中にてお悔やみ申し上げます。〔4〕

<テキスト②>

〔1〕〇〇様の突然の訃報に接し、言葉を失っています。〔1〕

〔2〕目を閉じると〇〇様の陽焼けした笑顔ばかりが浮かび、未だに本当のことなのかどうか

受け入れることができないでおります。〔2〕

〔3〕 元気を独り占めしているような明るいお人柄であっただけに、ご遺族の皆様のご心痛はいかばかりかと胸がつぶれる思いがいたします。

〔3〕〔4〕 お力をお落としのことと存じますが、どうか、お気持ちを強く持たれますよう心よりお祈り申し上げます。〔4〕

〔5〕 本来であればすぐにでもかけつけてお悔やみを申し上げたいところですが、やむをえない事情によりお伺いすることができずまことに申し訳ございません。〔5〕

〔6〕 まずは略儀ながら書中をもちまして御冥福をお祈り申し上げます。

合掌〔6〕

<テキスト③>

〔1〕 ご母堂様の訃報に接し、ただ驚いております。〇〇子さんのお気持ちを思うと胸がつぶれる思いがいたします。〔1〕

〔2〕 本来であればすぐにでも駆けつけてお悔やみを申し上げたいところですが、遠方のためままならず、まことに申し訳ございません。〔2〕

〔3〕 ご遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げますと共に、私も故人のご冥福をお祈りしたいと存じます。心ばかりのものを同封いたします。どうかお母様がお好きだったものをお供え下さいませ。〔3〕〔4〕

まずは略儀ながら書中をもちましてお悔やみを申し上げます。〔4〕

4. 異郷訪問譚の特徴との照合

上述のように、本稿のテキストは、あくまでも手紙文形式の文章であり、一般的には物語とは言えず、かつ、異郷訪問譚は物語形式の一種であるため、当然に、異郷訪問譚とも言えない。

大林論文は、裏返し構造を、あくまでも異郷訪問譚における構造上の「共通の特徴」とみなす推認に基づき、それ以外にもかかる構造の及ぶ範囲があるかの検証の必要性を述べた。

本稿のテキストは、そもそも異郷訪問譚とは言えないのだが、本節では、大林論文の知見を援用し、各テキストに対し、特徴①ないし④を照合することにより、それぞれに、はたして異郷訪問譚的な性質があるか否かの判別を行うこととする。

4.1. テキスト①

本節では、テキスト①について、異郷訪問譚の特徴①から④と照合する。それにより、テキスト①において、本稿の定義による異郷訪問譚的要素があるか否かの確認を行うこととする。

◆特徴①：テキスト①の主人公は手紙を書いた人物であると言える。その場合、主人公は、本来は「弔問にお伺いしたい」のであるが、実際は「遠方のためご葬儀に参列」できない。つまり、当該テキストでは、主人公は異郷を訪問しない。したがって、テキスト①は、特徴①に合致しない。

◆特徴②：テキスト①の主人公は手紙を書いた人物であるので「人間」である。仮に、かかる主人公が異郷への訪問者であれば、特徴②には当てはまると言えようが、この場合は、主人公は訪問者とは言えない以上、テキスト①は特徴②に合致しない。

◆特徴③：上述のように、テキスト①は、主人公は訪問者とは言えない。したがって、特殊な方法・手段による異郷への訪問もないため、テキスト①は特徴③に合致しない。

◆特徴④：テキスト①において、主人公を訪問者とみなせないため、当然に、選ばれた者による訪問も、テキスト①には存在しないこととなる。よって、テキスト①は特徴④に合致しない。

以上より、テキスト①は、特徴①から④のすべてに合致しないため、異郷訪問譚的要素は0であり、異郷訪問譚的な性質はないと言える。

4.2. テキスト②

本節では、テキスト②に特徴①から④を当てはめることにより、当該テキストに異郷訪問譚的要素があるか否かの確認を行う。

◆特徴①：テキスト②の主人公は、この手紙を書いた人物であると言える。主人公は、「本来であればすぐにでもかけつけてお悔やみを申し上げたいところ」なのだが、「やむをえない事情によりお伺

いすることができ」ないため、当該テキストは、主人公がどこかに訪問する形式ではない。よって、テキスト②は、特徴①に合致していない。

- ◆特徴②：当該テキストの主人公は、この手紙を書いた人物であるため「人間」である。ただし、主人公が訪問者ではないという前提に立てば、訪問者が「人間」なのかどうかを問う以前に、当該テキストには訪問者がいないため、テキスト②は特徴②に合致しない。
- ◆特徴③：上述の特徴①および②との照合と同様、主人公が訪問者とは言えないという前提に基づけば、当然に、特殊な方法・手段による異郷への訪問もないと言える。したがって、テキスト②は特徴③に合致しない。
- ◆特徴④：上述の特徴①から③との照合と同じく、当該物語の主人公を訪問者とみなせないという前提に基づけば、当然に、選ばれた者による訪問も存在しないこととなる。したがって、テキスト②は特徴④に合致していない。

以上のように、テキスト②は、特徴①から④のすべてに合致していないため、異郷訪問譚的要素は0であり、異郷訪問譚的な性質はないと言える。

4.3. テキスト③

本節では、テキスト③を、特徴①ないし④に当てはめ、当該テキストに異郷訪問譚的要素があるかどうかの確認を行いたい。

- ◆特徴①：テキスト③の主人公は、この手紙を書いた人物であると言える。こうした前提に基づいて考えれば、主人公は、「すぐにでも駆けつけてお悔やみを申し上げたい」状況にありながらも、実際には駆けつけることができなかつたため、当該テキストは、主人公が訪問する形式ではないと言える。このことから、テキスト③は、特徴①に合致しない。
- ◆特徴②：当該テキストの主人公に相当する人物は、この手紙を書いた人物である。したがって主人公は「人間」である。だが、当該テキストは、主人公が訪問す

る形式ではないため、主人公は訪問者ではない。つまり、当該テキストには訪問者が存在しないため、テキスト③は特徴②に合致しない。

- ◆特徴③：主人公が訪問者ではないという前提に立てば、当然に、特殊な方法・手段による異郷への訪問もない。よって、テキスト③は特徴③に合致しない。
- ◆特徴④：当該テキストの主人公は訪問者とみなせないため、当然に、選ばれた者による訪問も存在しない。よって、テキスト③は特徴④に合致しない。

以上より、テキスト③は、特徴①ないし④のすべてに当てはまらないため、当該テキストは異郷訪問譚的要素が0であり、異郷訪問譚的な性質はないと言える。

以上、テキスト①ないし③に対し、特徴①ないし④をそれぞれ照合する観点により、かかるテキスト①ないし③に、本稿で言うところの異郷訪問譚的要素があるか否かを確認したところによれば、テキスト①ないし③のすべてについて、特徴①ないし③のすべてが合致しないことが確認できた。よって、テキスト①ないし③は異郷訪問譚的要素が0であり、かつ、異郷訪問譚的な性質がないと言える。

5. テキストの構造

本節では、3節で示したテキスト①ないし③について、それぞれのテキストに付した数字・記号の基づき図式化を行うこととする。そのうえで、特徴A'ないしB'を照合することにより、各テキストが裏返し構造であるか否かの検証を行うこととする。

5.1. テキスト①

3節のテキスト①に付した数字・記号に基づき図式化したところ、以下のようなになる。

〔1〕連絡	⇔	〔4〕連絡
訃報に驚く		お悔やみを述べる
遺族をねぎらう		略儀を詫げる
↓		↑
〔2〕意思表示	⇔	〔3〕意思表示
弔問不可能	→	弔問可能

〔1〕と〔4〕は、共に、「連絡」がテーマである。〔1〕では、手紙を書いた人物（以下、これを「主人公」と呼ぶ）が、不意の訃報を受けたことが述べられている。一方、〔4〕では、主人公が先方へお悔やみを述べている。つまり、〔1〕では、主人公は「連絡」を受ける側であるのに対し、〔4〕では、主人公は「連絡」を差し出す側へと転じている。また、〔1〕では、主人公は先方をねぎらっているのに対し、〔4〕では、反対に、主人公が差し出した「連絡」が略儀であることを述べ、事実上、先方への赦しを乞う意味になっていると言える。以上より、〔1〕と〔4〕は対照的であると言える。

続く〔2〕と〔3〕は弔問に関する「意思表示」がテーマである。〔2〕では、主人公は、「遠方のためご葬儀に参列できず申し訳ございません」と述べ、直接の弔問が不可能であるとの意思表示がされている。対し、〔3〕では、「遥かな地より故人の御冥福をお祈り」することと、「心ばかりのものを同封」することによる、間接的な弔問が可能であるとの意思表示がされており、〔2〕と〔3〕は対照的であると言える。

ここで、テキスト①の「前半」部分である〔1〕ないし〔2〕に対し、「後半」に相当する〔3〕ないし〔4〕が、それぞれの対照的な意味を持つため、この点は特徴A'と合致すると言える。また、テキスト①では、〔1〕と〔4〕、〔2〕と〔3〕がそれぞれ対応しているため、「前半」に配置された要素と、対応する「後半」要素の配列順序が逆転しており、この点は特徴B'と合致すると言える。よって、テキスト①は特徴A'ないしB'の双方に合致するため、裏返し構造である。

5.2. テキスト②

続いて、テキスト②についてである。3節のテキスト②に付した記号・数字に基づけば、以下の図式ようになる。

〔1〕 意思表示 訃報を受け取る 言葉を失う ↓	⇔	〔6〕 意思表示 書面にて述べる 冥福を祈る ↑
〔2〕 受容 拒否 ↓	⇔	〔5〕 受容 要請 ↑
〔3〕 心痛	⇔	〔4〕 心痛

受容 → 要請

まず、〔1〕と〔6〕は、共に、主人公の「意思表示」の方法がテーマである。〔1〕には、主人公が突然の訃報を受け取ることにより言葉を失った様子が描かれている。対し、〔6〕には、主人公による訃報の対処を書面にて述べた様子が描かれており、かつ、その内容が冥福を祈るものであることが示されている。ここで、〔1〕では、主人公は訃報という通知を受け取ったのに対し、〔6〕では、逆に、主人公が冥福を祈る旨を相手方に通知を受け渡している。つまり、ここでの、通知を受け取ることと受け渡すことは対照的であると言える。また、〔1〕では、訃報を受けたことをきっかけに主人公は言葉を失うのであるが、これは、相手に対する意思表示ができない状態を指しており、かつ、動揺した気持ちの表れであるとも言える。対し、〔6〕では、主人公は心を鎮め、かつ、死者に対して冥福を祈るという意思を表示している。つまり、〔1〕では、主人公は動揺により意思表示ができないのだが、〔6〕では、逆に、心を鎮め、相手方に意思表示をしている。つまり、〔1〕と〔6〕は対照的な関係であると言える。

〔2〕と〔5〕は「受容」の如何がテーマである。〔2〕には、死者に対する主人公の思い出が述べられ、主人公自身が、現実を受容できないことが述べられている。対し、〔5〕には、主人公が相手方にお悔やみを直接述べられないことに対する容赦を願い出ている。つまり、〔2〕では、主人公が「受容」を拒否しているのに対し、逆に、〔5〕では主人公が「受容」を要請しているため、双方は対照的であると言える。

〔3〕と〔4〕は遺族の「心痛」をどのように扱うかがテーマである。〔3〕では、遺族の心痛を止むを得ないものと主人公が認め、遺族に心痛が生じることが当然であり、これを受容する主人公の意思が述べられている。かつ、この個所には主人公にも心痛があることも述べられている。一方、〔4〕では、遺族の心痛は止むを得ないものと認めつつも、遺族が現実を受け入れ、心痛を収めるべきであるという主人公の意思が述べられている。つまり、〔3〕では、主人公は遺族を受容しているのに対し、逆に、〔4〕では、主人公は遺族に対し現実の受容を要請している。以上より、〔3〕と〔4〕は対照的であると言える。

ここで、テキスト②の「前半」要素に該当する

[1]・[2]・[3] に対し、「後半」要素である [6]・[5]・[4] が、それぞれ対照的な意味を持つ。かかる点は特徴 A' と合致すると言える。また、テキスト②では、[1] と [6]、[2] と [5]、[3] と [4] がそれぞれ対応しており、「前半」要素と、それぞれの対応する「後半」要素の配列順が逆転している。かかる点は特徴 B' と合致すると言える。したがって、テキスト②は特徴 A' ないし B' の双方に合致するため裏返し構造である。

5.3. テキスト③

テキスト③についてである。3 節で示したテキスト③の記号・数字に基づき図式した場合、以下の通りになる。

<u>[1] 連絡</u>	⇔	<u>[4] 連絡</u>
訃報に驚く		お悔やみを述べる
深い共感		略儀
↓		↑
<u>[2] 意思表示</u>	⇔	<u>[3] 意思表示</u>
弔問不可能	→	弔問可能

[1] と [4] は共に「連絡」がテーマである。[1] では、先方から連絡を受けたことが書かれているのに対し、[4] では、逆に、主人公が先方に連絡を行ったことが書かれており、[1] とは対照的であると言える。

[2] と [3] は「意思表示」がテーマである。[2] では、遠方であることを理由に、直接の弔問が不可能であるとの意思表示が描かれている。対し、[3] では、「故人のご冥福をお祈り」することと、「心ばかりのものを同封」することによる間接的な弔問が可能であるとの意思表示が描かれている。したがって、[2] と [3] は対照的であると言える。

ここで、テキスト③において、「前半」部分にあたる [1] ないし [2] と、対応する「後半」要素である [3] ないし [4] は、それぞれ、対照的な意味を持つ。この点は特徴 A' と合致すると言える。また、テキスト③では、[1] と [4]、[2] と [3] がそれぞれ対応している。つまり、「前半」要素と、対応する「後半」要素の配列順序は逆転している。かかる点は特徴 B' と合致すると言える。よって、テキスト③は特徴 A' ないし B' 双方に合致するため裏返し構造である。

以上より、テキスト①・②・③は全て裏返し構

造である。

6. 結果および考察

本稿では、裏返し構造の発現が物語とは言えない範囲にも及ぶか否かを検証することを目的に、物語とは言えない「お悔やみの手紙」をテキストとし、かかるテキスト①ないし③に裏返し構造が見いだせるかの検証を行った。その際、4 節において、あらためて、勝俣論文に基づく異郷訪問譚の特徴(特徴①ないし④)と照合することにより、各テキストに異郷訪問譚的な性質があるか否かの確認を行った。それによれば、各テキストは異郷訪問譚の要素が 0 であり、異郷訪問譚的な性質がないと言えることがわかった。

5 節では、3 節で示した各テキストにおける記号・数字に基づいた図式に基づき、各テキストが裏返し構造と言えるか否かの検証を行った。その際、大林論文に基づく裏返し構造の特徴 A'・B' と照合することによりかかる判別を行った。それによれば、テキスト①ないし③は、全て、裏返し構造としての特徴を備えていることがわかった。つまり、当該全てのテキストは、異郷訪問譚的な性質がないにも関わらず裏返し構造であるということが明らかになった。よって、本稿で検証したテキストは、物語ではないにも関わらずに属さないテキストにおいても裏返し構造がみとめられた事例であると言える。

1 節では、大林論文が、裏返し構造が、あくまでも異郷訪問譚における構造上の「共通の約束」であること前提に、かかる構造が及ぶ物語の範囲を検証する必要があることを述べたことを紹介した。つまり、大林の論は、あくまでも、検証の対象を物語に限定している。だが、本稿では、裏返し構造が発現する範囲は物語とは言えないものには及ばないという訳ではないという知見を得ることができた。つまり、本稿の知見は、物語とは言えないにもかかわらず、裏返し構造がみとめられる事例が見いだされたため、裏返し構造が見いだせる範囲に関する調査を物語という枠組みに限定するべきではなく、むしろ、物語とは言えないテキストをも含めて調査するべきであることを示唆しており、かつ、物語以外のテキストを含め、はたしてどのような特徴を持つテキストには裏返し構造がみとめられ、どのようなテキストには裏返し構造がみとめられないかの検証を行うことにより、裏返し構造が出現するそもそもの理由を検

討する必要性を示唆していると言える。

ただし、一般的に「物語」の定義は固定化されているとは言えない。本稿では、便宜上、「文学上のジャンルとしての物語」を「物語」と定義したのであり、より広い意味での「物語」の定義の場合はどうかについては今後検証するつもりである。

一方、本稿のテキストにおいて裏返し構造が見いだされた理由について、本稿のテキストが手紙形式であるという点を看過することはできない。つまり、通常、手紙とは送り主が先方に何らかのメッセージを伝達することを目的としているものである。換言すれば、手紙とは、送り主に相当する人物が直接に先方を訪問することによりメッセージを伝達する代替手段として、文書により先方にメッセージを伝達する手法のことであると言える。つまり、手紙の文書は送り主そのものではないものの、事実上、手紙によってメッセージは伝達される。したがって、送り主は、直接ではないものの、手紙という手段により先方を訪問したとみなすことができると言える。以上の論に基づき、再度、テキスト①ないし③を異郷訪問譚の特徴①ないし④に照合してみたい。

6.1. テキスト①

まずは、テキスト①についてである。

- ◇特徴①：テキスト①の主人公は、手紙を書いた人物であると言える。その場合、主人公は、本来は「弔問にお伺いしたい」のであるが、実際は「遠方のためご葬儀に参列」できない。だが、主人公は、かかるメッセージを手紙という手段により伝達した。換言すれば、主人公は、実体ではないものの、手紙により先方を訪問した。なお、訪問先は、遠方の地であり、普段主人公が暮らす日常的な場所ではない。さらに、訪問先は、近親者が死去することにより、非日常的な場所と化している⁽¹⁰⁾。以上の点から訪問先を異郷とみなした場合、当該テキストは、主人公が異郷を訪問する形式であると言える。したがって、テキスト①は、特徴①に合致すると言える。
- ◇特徴②：テキスト①では、実際は手紙という手段により訪問が行われたのであるが、主人公は、あくまでも手紙を書いた人

物であるので「人間」である。よって、テキスト①は特徴②に合致すると言える。

- ◇特徴③：テキスト①では、主人公は、手紙という手段により訪問した。ここで、手紙という手段は、主人公が遠方に居住しているにも関わらず、先方を訪問することができるものであり、かかる点によれば、これを特殊な方法による訪問であるとみなすことができる。以上の前提に基づけば、当該訪問は特殊な方法・手段による異郷への訪問と言え、テキスト①は特徴③に合致すると言える。
- ◇特徴④：テキスト①において、主人公が手紙により訪問するきっかけは、先方から訃報が届いたことによる。なお、当該訃報は、先方が主人公を選択することにより届けられた。換言すれば、主人公は、先方により選ばれた者である。よって、テキスト①は選ばれた者による訪問が描かれており、特徴④に合致すると言える。

以上より、テキスト①は、特徴①から④のすべてに合致するため、異郷訪問譚の要素は4であり、異郷訪問譚的な性質は十分にあると言える。

6.2. テキスト②

続いてテキスト②である。

- ◇特徴①：テキスト②の主人公は、この手紙を書いた人物であるが、6.1節の場合と同様、主人公は手紙により先方を訪問した。かつ、訪問地は遠方とは書かれていないものの、近親者の死去により非日常と化した異郷であると言え、かかる前提に基づけば、当該テキストは、主人公が異郷訪問する形式の物語であると言える。よって、テキスト②は、特徴①に合致すると言える。
- ◇特徴②：当該テキストにおける訪問は手紙によるのであるが、あくまでも主人公は、この手紙を書いた人物である。したがって、当該テキストの主人公は「人間」である。以上より、テキスト②は特徴

②に合致すると言える。

◇特徴③：本テキストの訪問は、手紙によるものである。かかる訪問は、主人公が「本来であればすぐにでもかけつけてお悔やみを申し上げたい」にもかかわらず「やむをえない事情によりお伺いすることができ」ない状況において、主人公の訪問を可能にしたのであるから、かかる訪問は特殊な方法・手段によるものであると言える。したがって、テキスト②は特徴③に合致すると言える。

◇特徴④：主人公の手紙による訪問は、先方へ選ばれたことによるものである。よって、テキスト②は特徴④に合致すると言える。

以上のように、テキスト②は、特徴①から④のすべてに合致していると言え、異郷訪問譚的要素は4であり、異郷訪問譚的な性質が十分にあると言える。

6.3. テキスト③

本節では、テキスト③について示す。

◇特徴①：テキスト③の主人公はこの手紙を書いた人物であるのだが、「遠方のためまなら」ないため、主人公は手紙による訪問を行うこととなった。かつ、先方は「お母様」が死去することにより非日常と化しており、これを異郷とみなせば、当該テキストは、主人公が異郷を訪問する形式であると言える。かかる前提に立てば、テキスト③は、特徴①に合致すると言える。

◇特徴②：当該テキストにおける訪問は手紙によるものであるのだが、主人公はあくまでもこの手紙を書いた人物である。したがって主人公は「人間」である。よって、テキスト③は特徴②に合致すると言える。

◇特徴③：主人公は、「遠方のためまなら」ない状況下、手紙という特殊な方法・手段により異郷へと訪問する。よって、テキスト③は特徴③に合致すると言える。

◇特徴④：主人公は、先方より選ばれることにより、手紙による訪問を開始することと

なる。かかる点は選ばれた者による訪問と言えるので、テキスト③は特徴④に合致すると言える。

よって、テキスト③は、特徴①ないし④のすべてに合致するため、当該テキストは異郷訪問譚的要素が4であり異郷訪問譚的な性質は十分にあると言える。

以上のように、テキスト①ないし③を、送り主が、手紙という手段により先方を訪問したとみなしたうえで、再度、特徴①ないし④をそれぞれに照合した場合、テキスト①ないし③の全ては、異郷訪問譚的な要素が4であり、異郷訪問譚的な性質が十分にあることとなる。つまり、テキスト①ないし③は、物語とは言えないものの、事実上の異郷訪問譚の形式であるとみなしても差し支えないと言える。5節で述べたように、当該テキストに裏返し構造が見いだされるのであるが、その理由として、当該テキストが事実上の異郷訪問譚形式と言えることに一因するという仮説を立てることができる。かかる仮説については、本稿で取り上げた以外の手紙テキストを検証することにより、本稿で取り上げたテキストが特異的に事実上の異郷訪問譚とみなせるのか、あるいは、手紙テキスト全般に適用できるものなのか、の確認を行いたいと思っている。

7. おわりに

本稿では、物語とは言えないテキストである、「文例集」に掲載された「お悔やみの手紙」をテキストに、裏返し構造がみとめられるかの調査を行った結果、本稿のテキストは裏返し構造により構成されているという知見を得ることができた。それにより、裏返し構造が見いだされる範囲は物語に限定されることがないことが明らかになった。

かかる裏返し構造が出現する理由として、本稿では、手紙という手法に、異郷訪問譚的な性質があり、事実上の異郷訪問譚とみなせることによるという仮説を提示した。ただし、本稿が扱ったテキストは、「文例集」に掲載されたテキストに限定してもごく一部に過ぎない。筆者としては、かかる仮説について、「文例集」の他のテキストを含め、広く、他の手紙文を調査することにより、当該蓋然性を検証したいと考えている。

注

- (1)勝俣隆. 異郷訪問譚・来訪譚の研究—上代日本文学編. 和泉書院, 2009, p.1.
- (2)異郷の定義には様々なものがある. 例えば, 「死者」のようないわゆる異界の存在が住む世界を指して「異郷」と呼ぶ場合や, 単に, 故郷の対義語としての「異郷」を指す場合や, 主人公にとっての非日常的な場所を指して「異郷」と呼ぶ場合などがある. 本稿では, 主人公にとっての非日常的な場所を「異郷」と呼ぶこととする. 後述の裏返し構造が, はたしてどの程度の異郷を訪問する物語に見いだせるかについては別途検証する予定である.
- (3)本稿では, 「文学上のジャンルとしての「物語」を「物語」と呼ぶこととする.
- (4)大林太良. 異郷訪問譚の構造. 口承文芸研究. 1979, (2), p.1-9.
- (5)当該形式についての初出論文は, 1961年発行『Folclor Literar』誌掲載のミハイ・ポップの論文「Metode noi cercetarea structurii basmelor」であるのだが, 筆者はこれを入手することができなかった. 本稿では, 代わりに, 大林論文に掲載された当該記事を引用した.
- (6)大喜多紀明. アイヌ口承テキストに見られる裏返し構造—異郷訪問譚によらない事例—. 北海道言語文化研究. 2016, (14), p.45-72.
- (7)本稿ではこれを「特徴A」と呼ぶ.
- (8)本稿ではこれを「特徴B」と呼ぶ.
- (9)くちコミくらぶ. “お悔みの手紙 お悔み状”. 冠婚葬祭マナー&ビジネス知識.
http://www.jp-guide.net/super/okuyami_letter/okuyami_jo.html, (参照 2017-8-1).
- (10)葬儀の場を日常の一種ととらえることもできるのだが, 本稿ではこれを非日常とみなした.

(受付日: 2018年1月5日, 受理日: 2018年2月6日)

大喜多 紀明 (おおぎた のりあき)

現職: 一般社団法人地域コミュニティ談話会代表理事.

東京工業大学大学院総合理工学研究科電子化学専攻修士課程修了 (理学修士).

専門は民俗学.

主な論文: アイヌ女性叙事詩「スズメの酒盛り」についての考察—交差対句と心意. アジア民族文化研究. 2012, (11), p.181-213.

聖書「創世記」冒頭の5つの物語の構造: 異郷訪問譚によらない裏返し構造の事例. 北海道言語文化研究. 2017, (15), p.195-216.